

令和3年10月11日
担当理事決定
改正 令和4年10月7日
改正 令和5年10月26日

東京大学インターナショナル・ロッジ駒場ロッジ別館 使用要領

1. この要領は、東京大学インターナショナル・ロッジ規則第5条の規定に基づき、東京大学インターナショナル・ロッジ駒場ロッジ別館（以下「別館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。
2. 宿泊室の利用者
 - ・本学において研究教育に従事する外国人研究者及びその配偶者と子供
 - ・本学に在籍する外国人留学生及びその配偶者と子供
 - ・その他、管理運営責任者が適当と認めた者
3. 入居の期間
 - ・入居許可期間は、原則として1月以上1年以内とする。
 - ・管理運営責任者がやむを得ない特別の事情があると認めるときは、入居許可期間を変更することができる。
4. 入居の許可
 - ・入居の許可は、関係理事又は副学長の協議を経て管理運営責任者が行う。
 - ・入居を許可された者には、許可通知書を交付する。
5. 入居の手続き
 - ・入居希望者又は代理申請者は、専用のシステムを用いて本部国際支援課に入居の申請をする。
 - ・入居者は、原則として入居許可日から7日以内に入居しなければならない。
 - ・入居の際には、所定の入居届及び誓約書を提出する。
6. 入居の許可の取消し
 - ・入居者が次に掲げる各号に該当する場合には、管理運営責任者が入居許可を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由がなく、所定の期間内に入居しないとき。
 - (2) 使用料等を3か月以上滞納し、督促を受けてもなお納付しないとき。
 - (3) 11.に反し、本館の管理運営に重大な支障を与えたとき。

(4) 12.に反し、管理運営責任者による注意喚起にも拘わらず、宿舎内での生活においてハラスメントや脅迫等、他者の人権を侵害するような行為が止まないとき。

(5) 13.による義務を履行しないとき。

- ・入居許可の取消しを受けた者は、その通知から7日以内に退去しなければならない。

7. 使用料等

- ・入居者は、別表の施設使用料のほか、光熱水費（インターネット使用料を含む）及び共益費を納付しなければならない。
- ・入居者は、入居時に入居費を納付しなければならない。

8. 施設使用料等の支払

- ・請求書記載の期限までに納付することとし、既に納付した使用料等は返却しない。
- ・月の途中において入居又は退去する場合のその月の施設使用料および光熱水費は、日額に入居日数を乗じて得た額とする。

9. 退去

- ・退去しようとする日の14日前までに退去届を本部資産企画課（別館事務室）へ提出する。ただし、入居の許可を取り消された者は、この限りではない。

10. 共用施設の使用

- ・別館の共用施設の使用については、入居者は、定められた手続きに従い施設を使用することができる。それ以外の者については、管理運営責任者の許可を得た上で使用することができる。
- ・共用施設の使用にあたって重大な支障を与えたときは、管理運営責任者は使用許可を取り消し、又は中止させることができる。

11. 秩序の維持

- ・入居者は、別館における秩序の維持及びその施設、備品等の保全に努めなければならない。
- ・入居者は、別館で定められたルールを順守しなければならない。

12. 相互の人権の尊重

- ・入居者は、[「東京大学憲章」](#)にて謳われている基本的人権の尊重の定めや、[「東京大学 ダイバーシティ&インクルージョン宣言」](#)に則り、居住者や宿舎運営に関わるすべての人に対して、互いの人権を尊重し合わなければならない。

13. 損害賠償

- ・入居者は、別館の施設、備品等を破損し、又はこれらに損害を与えた場合には、本学の指示に従い、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

14. その他

- ・上記のほか、使用に関して必要な事項は、関係理事等による協議を経て、管理運営責任者が決定する。
- ・提出書類等は、別に定める様式を使用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和4年11月1日より施行する。

附則

この要領は、令和5年12月1日より施行する。

別表

	宿泊室 区分	研究者 月額施設使用料	研究者 日額施設使用料	留学生 月額施設使用料	留学生 日額施設使用料
駒場ロッジ別館	单身	82,400 円	2,740 円	63,200 円	2,100 円
	夫婦	82,400 円	2,740 円	82,400 円	2,740 円
	家族	125,400 円	4,180 円	125,400 円	4,180 円